

一 般 行 政 報 告

平成 19 年 第 2 回定例会（3 月）

《 目 次 》

1 . 「稚内市国民保護計画」の策定について	1
2 . 稚内空港の就航率改善に向けた高度化事業について	4
3 . 「稚内市障害者計画」の策定について	6
4 . 宗谷畜産開発公社について	8
5 . 分庁舎の廃止について	12
6 . インターネット公売の実施について	14
7 . 地域ぐるみの子ども安全対策について	16

平成 19 年 第 2 回稚内市議会定例会の開催にあたり、7 項目につきまして一般行政報告をさせていただきます。

◎ 第 1 点目は「稚内市国民保護計画」の策定についてであります。

○ 平成 16 年 6 月に制定された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、「国民の保護に関する計画」の策定が義務付けられたことから、昨年 8 月に「稚内市国民保護協議会」を設置して、計画の策定について諮問し、去る 2 月 8 日、「計画案」の答申をいただきました。

○ その後、計画案について北海道知事との協議を行い、2 月 15 日に「稚内市国民保護計画」を策定いたしました。

○ この計画は、武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国の指示のもと、北海道及び本市がその役割分担のもとに、「住民の避難」、「避難住民等の救援」、「武力攻

撃災害への対処等」に関する措置について、定めたものであります。

- 市の主な役割としては、住民の避難が必要な事態における警報及び避難指示の伝達と避難誘導、更に住民の救援策としての食料や収容施設の供与、医療の提供などのほか、安否情報の収集・整理、照会に対する回答であります。
- また、武力攻撃災害への対処として、避難の指示や警戒区域の設定、市民生活などに大きな影響を与える施設の安全確保のほか、火災の消火等であります。
- これらの措置を実施するに当たっては、市民の皆さんのご理解とご協力が必要となることから、広報紙、ホームページ等で公表をするほか、計画のダイジェスト版を作成し、市民への周知、啓発に努めて参ります。
- 国民の保護のための様々な体制や取組みは、大規模な自然災害や事故などにおける対応に活用できることから、

今後は、防災と国民保護の取組みを相互補完的に進め、市民の皆さんが安心・安全に暮らせる地域を目指したいと考えております。

◎ 2点目は、稚内空港の就航率改善に向けた高度化事業についてであります。

○ 稚内空港は、特に冬季間に欠航が発生し、就航率の低下により、市民生活や本市の経済活動に大きな影響を与えていることから、かねてより、市及び地元経済界、管内自治体から国に対して改善要望を行ってきたところであります。

○ 国においても、管理空港の中でも改善すべき空港として、平成15年度から2カ年にわたり、北海道開発局が中心となり専門家などによる「稚内空港就航率改善検討会」を設置し、検討が行われてきました。

○ 検討会の分析結果から、主な欠航要因は着陸進入時の「視程不良」、「横風」、「滑走路面不良」などの複合要因とされ、この改善対策として、費用対効果と現実性から「西側からILS進入による現滑走路200m延長」が最も効果が高いと判断されました。

- これにより、追い風制限が現行の 1.5 倍に緩和されるとともに、機体の重量制限が緩和されることから上空待機時間が延長され、余裕を持った進入が可能となり、欠航数が半減されるものと期待されております。

- このことから、国では平成 19 年度から 3 ヶ年程度で、滑走路を 200m 延長する「空港高度化事業」の計画を進めております。

- この事業の実施には、地方負担が必要となりますが、安定的な航空機の運行が図られることにより、地域の活性化に寄与することから、本市としても事業の実現に向け積極的に協力して参ります。

- ◎ 3点目は、「稚内市障害者計画」の策定についてであります。
- 昨年4月、障害者自立支援法が施行され、わが国の障害福祉制度は大きく変わろうとしております。
 - このたび策定した「稚内市障害者計画」は、障害者基本法に基づく基本計画であります。障害者自立支援法の施行による環境変化にも配慮し、地域生活の支援や社会参加の促進、生きがいきりなど、本市における障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であります。
 - 計画の策定に当たりましては、当事者アンケートや障害者団体との懇談会、パブリックコメントの実施をはじめ、保健医療福祉審議会など多くの方々から幅広いご意見をいただきながら、計画策定委員会において計画案の調整、検討を重ねて参りました。
 - 本計画は、平成24年度を目標年度とする7ヵ年計画であり、その基本理念を「障害のある人もない人も共に支えあい、安心して暮らすことのできるまちを目指して」としております。

- この基本理念を実現するため、3つの基本目標と7つの基本方針を掲げ、相談支援体制の充実、就労機会の拡大、居住の場の確保など20の主要施策を展開して参ります。

- 本計画の推進に当たりましては、単に行政だけでなく、多様な分野の方々や市民の力を結集し、保健医療福祉をはじめ、教育・雇用など、各分野が互いに連携しながら取り組む体制を構築するとともに、庁内に計画の進捗状況を点検するための組織を設置し、計画の実効性を高める努力をして参ります。

- 本計画のもとで、障害のある方が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉施策の一層の充実に努めて参りたいと考えております。

◎ 4点目は、宗谷畜産開発公社についてであります。

○ 宗谷畜産開発公社の経営問題につきましては、私が市長就任後かつての議会におきまして、18年度までの5ヶ年の市の支援をご議論いただいた際に、「この5年間の経営状況を分析、判断し、その後の公社の存廃を決断したい。」と説明させて頂きました。

○ これまで、市、公社が一体となり経営改善に取り組んで参りましたが、残念ながら、更にこのまま経営を続けられる数値を示すことができず、抜本的な対策の検討を進めて参りました。

○ 特に、本年度に入りましてからは、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ「継続」、「廃止」、「事業内容の見直し」など、あらゆる角度から検討して参りました。

○ ご承知のとおり、本件は単に第三セクターの経営問題という側面だけでなく、北海道遺産でもある宗谷丘陵の保全に関わる側面もあり、また、20数年という長い歴史

を持つ事業ゆえに内在する問題も多く、大変難しい判断を求められてきたと思っております。

- ただ、何よりも現時点で考えなければならないのは、他市の例を待つまでもなく、厳しい財政状況ではありませんが、自立した財政運営を持続させるために、これまで以上の市の負担は何としても避けたいとの思いでありました。

- そのような中で、昨年 11 月と本年 2 月の建設産業常任委員会でもご説明させていただいたとおり、ホクレンの仲介により、栃木県に本社を置く農業生産法人「有限会社 ジェイ・イー・ティー（JET）ファーム」から、本事業を継承したいという申し出があり、協議を重ねて参ったところであります。

- 協議のポイントといたしましては、「公社がこれまで進めてきた“食の安心・安全”の事業理念が守られるのか」、「経営基盤に不安がないか」、「地域ブランドである“宗谷黒牛”を引き継いでもらえるか」、「地域全体の環

境や北海道遺産としての宗谷丘陵の保全に対する考え方」、「雇用の継続」などでありました。

- 幸いにも、「ジェイ・イー・ティー（JET）ファーム」の本事業へ取り組む姿勢は充分評価できるものであり、何より環境の国際標準規格であるISOを取得されている企業でもあり、これまでの経緯を含め、私としてはこの会社に経営を担っていただくことが、最善の道と判断しているところであります。

- ただ、事業の継承に当たり、クリアすべき問題として、一つ目は、国の開発事業で整備したため、事業目的に沿った継承が必要であり、関係機関との事前協議において、若干の手続きが残っておりますが、継承について可能との判断を頂いております。

- また、河川で宗谷丘陵と結ばれている沿岸域での環境対策についてであります。12月、1月と地域説明会を開催させていただき、私からも今後の考えを説明いたしました。

- そこで、出されたご意見やこれまでの対応を踏まえ、農地管理の適正化、施設の改善、公害防止協定の締結など、今後も地域の皆さんの声を反映したいと考えておりますし、事業者の方には地域との協議もお願いしております。

- 更に、宗谷丘陵は後世に残すべき市民共有の財産であり、事業者とのこれまでの協議の中で施設や設備、必要最小限の土地の売却に応じますが、基本的には草地は公社が保有を継続することで合意しております。

- 今後の公社の債務処理の考え方ではありますが、農地を除く公社資産の売却額は、現時点で約 5 億 6 千万円の試算であり、18 年度末の有利、無利子の借入額約 20 億円に対して、約 14 億 8 千万円に圧縮される見込みであります。

- 今後、金融機関との協議がまとまった時点で、改めて議会にご報告させていただきます。

◎ 次に、分庁舎の廃止についてであります。

- 私は、市長就任時から、市民によりよいサービスの提供を目指し、「行政のワンストップサービス化」を進め、その一つとして、「総合窓口課」の設置等、市民サービスの向上に努力して参りました。
- 併せて、組織・機構の見直しを行いながら、より一層の市民サービスを進めていく上で、どうしてもフロアスペースの問題を解消する必要性があり、当時、後利用について地域から期待の強かった旧NTT庁舎を分庁舎として活用する決断をし、現在に至っています。
- しかし、その後、5年間を経過する中で、組織の改編を進め、かつ、職員数を大幅に削減したことにより、本庁舎もかつてのように狭隘でなくなったことや、今後、更なる行政サービスの向上を図る上で、多額の予算が必要となってくることが想定されるため、分庁舎を廃止することといたしました。

- 分庁舎を廃止することにより、懸念される会議室、選挙事務、税金の確定申告等への対応につきましては、利便性に十分配慮しながら、今まで同様のサービス水準を維持していきたいと考えております。

- なお、分庁舎廃止に伴う移動の時期につきましては、4月に実施される統一地方選挙を視野に入れ、各種工事等も考慮し、平成19年4月27日業務終了時から4月29日までに本庁舎内部の移動を実施し、その後、5月2日業務終了時から5月4日までに分庁舎から本庁舎への移動を実施いたします。

◎ 6点目は、インターネット公売の実施についてであります。

○ 平成 19 年度から、国の三位一体改革による、国から地方自治体への税源移譲が行われることにより、本市においても市民税で約 3 億 6 千万円の税源移譲が見込まれております。

○ このことから、今まで以上に自主財源を確保するため市税等の収納対策を強化、充実させ、収納率の向上を図る必要があると考えております。

○ この対策の一つとして、既に全国の多くの自治体が取組み、動産、不動産を問わず差押財産の売却に大きな成果をあげているインターネット公売を本市においても実施いたします。

○ 実施するインターネット公売は、ネット検索大手のヤフー株式会社が提供、運用しているネットオークションを利用する公売システムで、本年 4 月実施の第 1 回の公

売に差押財産を出品することといたしました。

- 益々厳しい財政運営を強いられる状況が続く中で、今後においても様々な手段により確実に財源を確保し、健全な財政運営を目指して参ります。

◎ 最後に、地域ぐるみの子ども安全対策についてであります。

○ 子どもたちの健やかな成長は、私たち大人の大きな願いであり、学校をはじめとする地域社会が、安全・安心な環境にあることは極めて重要であると認識しております。

○ しかし、平成 17 年末には、広島や栃木において登下校中の子どもたちが犠牲となる大変痛ましい事件が相次いで発生したことは記憶に新しいところであり、本市においても、子どもたちへの「声かけ」など不審者情報が報告されていたところです。

○ これらの状況を受け、平成 18 年度は国の「地域ぐるみの学校安全体制推進事業」におけるモデル地域の指定を受け、平成 17 年度に引き続き各種の取組みを行ってきました。

○ 小学校では、「こども 110 番の家」や不審者が出沒し

た場所、危険箇所などを記した「安全マップ」の作成に児童自らが取り組み、安全指導の徹底を図るとともに、小学生全児童に「防犯ブザー」を配布し、安全対策を講じてきました。

- また、これら学校での安全指導や安全対策に加え、学校・家庭・地域が一体となって地域全体で防犯意識を高めることができる組織機能の強化と総合的な対策を推進して参りました。

- 組織機能の強化については、新たに「安全育成センター」を設け、専任の所長に加え、スクールガードリーダー2名を配置し、各学校を巡回して危険箇所の点検や防犯指導などを行ってきました。

- 家庭・地域との連携については、市内7地区の子育て連絡協議会の協力のもと、登下校時の子どもたちを見守る「スクールガード」の登録を呼びかけたところ、現在600名を超える市民の皆さんの登録をいただき、それぞれの地域で活動されております。

- 車両による「安全パトロール」活動も行われており、消防車両やごみ収集車など公共的な車両に加え、一般事業所においても独自の取組みが展開され、その活動の輪が広がっています。

- また、寄せられた不審者情報を携帯電話のメールでいち早く提供し、共有することにより事故防止を図るため「緊急情報提供システム」を整備したところであり、現在 450 名の登録をいただいております。

- 市民の皆さまのご協力により、不審者情報は昨年度に比べ大きく減少しており、昨年 12 月以降はその情報は寄せられておりません。

- 今後も、この取組みを継続することにより、不審者、犯罪者を寄せ付けない安全で安心な地域づくりに努めて参ります。

以上、7 項目をご報告申し上げ、私の一般行政報告とさせていただきます。有難うございます。